

参考資料

道路占用料新旧対照表

占 用 物 件		単 位	占 用 料		
			改正後	改正前	
法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	1,100円	980円	
	第 2 種電柱		1,800円	1,500円	
	第 3 種電柱		2,400円	2,000円	
	第 1 種電話柱		1,000円	870円	
	第 2 種電話柱		1,600円	1,400円	
	第 3 種電話柱		2,200円	1,900円	
	その他の柱類		100円	87円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	10円	9円	
	地下に設ける電線その他の線類		6円	5円	
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	980円	840円	
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	610円	520円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	2,000円	1,700円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		860円	730円	
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	4,500円	3,900円	
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	2,000円	1,700円	
	法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	41円	35円
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		61円		52円	
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		100円		87円	
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		120円		110円	
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		180円		160円	
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		250円		210円	
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		430円		370円	
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		610円		520円	
外径が1メートル以上のもの		1,200円		1,000円	
法第 3 2 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行補助施設 (新設)	地下に設けるもの	長さ 1 mにつき 1 年	6円	5円
		その他のもの		20円	17円
		標示柱その他の柱類	1 本につき 1 年	1,600円	1,400円
		その他のもの（上空に設けるもの）	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,000円	870円
		その他のもの（地下に設けるもの）		610円	520円
	その他のもの		2,000円	1,700円	

占 用 物 件			単 位	占 用 料	
				改正後	改正前
法第３２条第１項第４号に掲げる施設			占有面積１平方メートルにつき１年	2,000円	1,700円
法第３２条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が１のもの		Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が２のもの		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			2,300円	1,900円
	地下に設ける通路			1,400円	1,200円
	その他のもの			2,000円	1,700円
法第３２条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積１平方メートルにつき１日	45円	39円
	その他のもの		占有面積１平方メートルにつき１月	450円	390円
政令第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１平方メートルにつき１月	450円	390円
		その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１年	4,500円	3,900円
	標識		１本につき１年	1,100円	970円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	45円	39円
		その他のもの	１本につき１月	450円	390円
	幕（政令第７条第４号に掲げる工事	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積１平方メートルにつき１	45円	39円
		その他のもの	その面積１平方メートルにつき１	450円	390円
	アーチ	車道を横断するもの	一基につき一月	4,500円	3,900円
		その他のもの		2,300円	1,900円
政令第７条第２号に掲げる工作物			占有面積１平方メートルにつき１年	2,000円	1,700円
政令第７条第３号に掲げる施設				Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額
政令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			占有面積１平方メートルにつき１月	450円	390円
政令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設				200円	170円
政令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積１平方メートルにつき１年	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除	階数が１のもの		Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額

占 用 物 件			単 位	占 用 料	
				改正後	改正前
	く。)に設けるもの	階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.026を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.026を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの			Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額
第7条第14号及び15号に掲げる施設				Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額